

住宅用家屋証明申請書

- 租税特別措置法施行令
- (7)第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a)新築されたもの
 - (b)建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c)新築されたもの
 - (d)建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e)新築されたもの
 - (f)建築後使用されたことのないもの
 - (8)第42条第1項 建築後使用されたことのあるもの
 - (a)第42条の2の2に規定する特定の増改築等
がされた家屋で宅地建物取引業者から取得した
もの
 - (b)(a)以外

の規定により、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明の申請をします。

年 月 日

始良市長 殿

申請者 住所
又は代理人 氏名

記

申請者の住所	
申請者の氏名	
所在地	
建築年月日	
取得年月日	
取得の 原因 (⁽¹⁾ 売買、 ⁽²⁾ 競落 (移転登記の場合に記入)	
申入講済者 (⁽¹⁾ 入居、 ⁽²⁾ 定住)	
床面積 m^2	
構造	
耐火建築物準耐火低層集合住宅	
工事費用の総額 (⁽¹⁾ (a)の場合のみ記入)	
売買価格 (⁽¹⁾ (a)の場合のみ記入)	

※裏面あり

(裏面)

備考

- 1 { }の中は、(ア)又は(イ)のうち該当するものを○で囲み、(ア)を○印で囲んだ場合は、さらに(a)から(f)のうち該当するものを○印で囲み、(イ)を○印で囲んだ場合は、さらに(a)又は(b)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 2 「建築年月日」の欄は、(ア)(b)、(d)又は(f)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 3 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(ア)(a)、(c)又は(e)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 4 「取得の原因」の欄は、上記(ア)(b)、(d)若しくは(f)又は(イ)を○印で囲んだ場合に限り、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 5 「申請者の居住」の欄は、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 6 「構造」の欄は、建築後20年超25年以内に取得された家屋について証明を申請する場合に記載し、当該家屋の登記記録に記載された構造を記載すること。
- 7 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリート造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1)を○印で囲むこと。
- 8 「工事費用の総額」の欄は、(イ)(a)を○印で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。
- 9 「売買価格」の欄は、(イ)(a)を○印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。

添付資料

- 第41条 表示登記済証・建築確認通知書及び検査済証・住民票の写し・売渡証書等(競落の場合は代理納付期限通知書)・建築主等の未使用証明・長期優良住宅認定通知書(原本)・低炭素住宅認定通知書の写し
- 第42条 売渡証書等(競落の場合は代理納付期限付通知書)・家屋の登記事項証明書等・住民票の写し

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (ア)第41条
 - （特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外）
 - (a)新築されたもの
 - (b)建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c)新築されたもの
 - (d)建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e)新築されたもの
 - (f)建築後使用されたことのないもの
 - (イ)第42条第1項 建築後使用されたことのあるもの
 - (a)第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b)(a)以外

の規定により、下記所在の家屋〔 年 月 日 { (1)新築 } (2)取得 }〕がこの規定に該当するものである旨を証明します。

記

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 (移転登記の場合)	(1)売買 (2)競落
備考	

年 月 日

鹿児島県始良市長

